

### 農業委員会だより

#### 農業委員会総会の審議事項

次の議案が審議され、承認されました。

#### ▼第13回総会（7月23日開催）

◎農用地利用集積計画の決定  
1件 34,320 m<sup>2</sup>

◎土地の現況証明書の交付  
1件 653 m<sup>2</sup>

#### ▼第14回総会（8月27日開催）

◎農用地利用集積計画の決定  
1件 20,894 m<sup>2</sup>

◎土地の現況証明書の交付  
1件 759 m<sup>2</sup>

☎ 農業委員会事務局

### 交通事故相談所を 設置しています

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が無料で相談に応じています。

#### ▼定期巡回相談（事前予約制）

☎ 10月23日(水)午後1時～4時  
※毎月1回開催。相談1件当たりの所要時間は約1時間（相談内容や予約状況によって異なります）。

☎ 上川総合振興局交通事故相談所  
申込締切 10月18日(金)正午まで

☎ 上川総合振興局 環境生活課  
☎ 46-5923

### 乗るなら確認 「自賠責」をお忘れなく

自賠責保険は、被害者への基本的な対人賠償を確保するため、全ての車やバイクに加入が義務付けられている保険です。自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですので、ご注意ください。

☎ 北海道運輸局 旭川運輸支局  
☎ 51-5272

### ボランティア活動を 表彰します

町では、多年にわたりボランティア活動などを実践している町民の皆さんを、町表彰条例に基づき表彰しています。皆さんの周りに次の基準に該当するような方が居ましたら、自薦他薦問わず、お知らせください。なお、表彰には一定の基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

#### ▼表彰の基準

美化活動やボランティア活動などを20年以上継続して実践している町民。なお、このような活動をおおむね10年程度実践している町民には感謝状を授与します。

申込締切 10月18日(金)

☎ 役場総務企画課 総務室 総務係

**ハロウィンジャンボ5億円**  
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

**ハロウィンジャンボミニ5千万円**  
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円  
**9月17日(火)2種類同時発売!**  
発売期間 9/17(火)～10/17(木)

公益財団法人北海道市町村振興協会

## 情報満載

暮らしに役立つ情報を掲載します。

#### マークの見方

- 日=日時 所=会場
- 対=対象 定=定員
- 内=内容 料=料金
- 申=申し込み先
- 問=問い合わせ先
- ☎=電話番号
- FAX=FAX番号
- ☒=メールアドレス

### 募集

#### 農産加工室 11月利用分 申込み受付

11月1日から30日までの間に農村環境改善センター農産加工室の利用を希望する方は、5人以上のグループで、加工品目と数量をまとめてお申し込みください。

申込締切 10月7日(月)

抽選会 10月15日(火)午前9時30分から

☎ 福祉会館第3研修室

☎ 役場農林課 農林業振興室  
農政係

## 令和6年度 町民文化祭

ご来場を  
お待ちしております

**作品展示** 日時 11月1日(金)～3日(日)  
午前9時～午後8時  
(3日は午後3時まで)

場所 町体育館



**芸能発表** 日時 11月3日(日)  
午前10時～午後3時(予定)

場所 農村環境改善センター



☎ 町民文化祭実行委員会事務局  
(教育委員会教育課 生涯学習推進室 文化振興係)

## 旭川比布同郷会総会・交歓会開催

9月1日、旭川比布同郷会総会が旭川市で開催され、会員ら60人が集いました。本町からは村中町長、佐藤康則町議会議長らが来賓として出席し、会員らと親睦を深めました。

交歓会では合田春夫会長（比布中8回生）が「皆さん今日は楽しみましょう」とあいさつし、地酒「必富」で乾杯すると、近況報告や昔話に花が咲き、会場内に楽しい時間が流れました。

また、本総会をもって合田会長が退任され、南本律子副会長（比布中14回生）が、盛大な拍手とともに新たな会長に就任されました。



南本新会長



## 旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部と 包括連携協定を締結

9月19日、旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部（三上隆学長）と「教育・研究に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定に基づき、地域コミュニティの活性化およびまちづくり、教育、福祉、スポーツ、人材育成などさまざまな分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展を目指します。

締結式で三上学長は「道北の中核市にある拠点大学としての使命を果たすため、比布町と一体となって実りある連携事業を進めていきたい」と話されました。

## 困ったら 一人で悩まず 行政相談

### 行政相談委員とは

総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に5,000人（各市町村に1人以上）が配置されています。地域住民から行政に対する相談や要望を聞き、関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。解決された事例も多くあります。

### 特設行政相談所を設置します

日 10月18日(金)午後1時～4時

所 福祉会館第4研修室

問 比布町行政相談委員 岡田 功 ☎ 85-2447

### 総務大臣表彰を受賞

町行政相談委員の岡田功さん（9区）が、全国の行政相談委員の中から特に多大な貢献をされた方に贈られる「総務大臣表彰」を受賞されました。

平成20年4月から長きに渡り、多くの相談や要望に対応されたことが評価されての受賞に、「これまで続けることができたのは皆さんのおかげです」と感謝を述べられました。



### みんなチェック! 最低賃金。

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **1,010円**  
効力発生日 令和6年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

## ヴォレアス北海道 連携自治体 ホームゲーム無料招待DAY

11月23日(土)・24日(日)に旭川市で開催される「ヴォレアス北海道」のホームゲーム！VC長野トライデンツと激突するこの2連戦に、比布町民各100人が招待されました。下記二次元コードから「ヴォレアス北海道公式LINE」に登録し、メッセージを受け取ってください。日本のトップ「SVリーグ」で戦うヴォレアス北海道を応援しましょう！

ヴォレアス北海道公式LINE ▶

問 役場総務企画課  
総合政策室 政策係



## 募集 自衛官候補生を 募集します

### ▼自衛官候補生

受験資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の男女

受付期間 随時受付中

試験日 10月27日(日)・28日(月)のいずれか1日

試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地

問 自衛隊旭川地方協力本部  
旭川地区隊 ☎ 54-5617

## 北海道苦情審査員制度を ご存じですか

「北海道苦情審査員制度」とは、北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度のことです。

皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、申し立てができます。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、是正や改善を求めます。

問 北海道総合政策部知事室  
道政相談センター  
☎ 011-204-5523

## 旭川地方気象台から



### ▼地震災害への備え

地震による災害は、大きく分けて強い揺れ、津波、火災の3つです。

気象庁では「緊急地震速報」や「津波警報」を発表して被害防止や軽減に努めていますが、突然襲ってくる強い揺れには事前の対策が不可欠です。

お住まいの地域の地震の災害リスクを知っておくとともに、ハザードマップなどで周辺の状況や避難の経路・場所を確認すること、家族や近隣の方々と連絡手段を話し合うなど、普段から備えておきましょう。

問 旭川地方気象台 ☎ 32-7102



比布中央学校防災教室

## 個別的労使紛争あっせん制度

解雇や賃金未払、ハラスメントなどの労働問題で悩んでいませんか。

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が当事者双方から話を伺い、問題点を整理した上で助言などを行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。

「あっせん」の利用は無料で、迅速な解決を目指します。詳しくはお問い合わせください。

北海道労働委員会 個別あっせん 検索

問 北海道労働委員会事務局  
調整課 ☎ 011-204-5667

## ねんきんワンポイント

問 役場税務住民課 税務住民室 戸籍年金係  
旭川年金事務所 ☎ 25-5606

## 3つの基礎年金が あなたの一生をサポート

- ①老齢基礎年金 — 65歳になったとき  
20歳から60歳になるまでの40年間、全期間保険料を納めた方は65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。
- ②障害基礎年金 — 病気やけがで障害が残ったとき  
国民年金加入期間中の病気やけがで、障害等級表の1級・2級による障害状態のある間は障害基礎年金が支給されます。
- ③遺族基礎年金 — 国民年金加入中に亡くなったとき  
国民年金加入者が亡くなったとき、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

年金種別	支給年額（基本額）	
	昭和31年4月1日以前生まれの方	
老齢	816,000円	813,700円
障害	1級 1,020,000円+子の加算 2級 816,000円+子の加算	1級 1,017,125円+子の加算 2級 813,700円+子の加算
遺族	816,000円+子の加算	813,700円+子の加算

▼子の加算とは  
障害・遺族基礎年金を受けている人に、生計を維持されている子（18歳到達年度の末日までの子か20歳未満の障がいのある子）が居る場合は、加算されます。

▼加算額（年額・一人につき）  
・1人目および2人目の子 234,800円  
・3人目の子以降 78,000円